

川口市立高等学校 令和8年度入学生徒の修学旅行仕様書

1 業務の名称

川口市立高等学校 令和8年度入学生徒の修学旅行の企画提案及び実施業務

2 業務の期間

契約の日から令和10年2月29日まで

3 業務の概要

- (1) 旅行中の全体計画（行程表を含む）の企画立案と実施（添乗を含む）
- (2) 旅行中の宿泊施設、移動手段及び訪問施設等の確保
- (3) 体験学習プログラム等の企画、現地での運営体制の確保及び運営サポート
- (4) 修学旅行に係る危機管理全般、トラブル等への対応・処理及び相談
- (5) 事業全般の実施に係る諸手続及び精算業務等
- (6) 教職員及び生徒、保護者等への事前説明及び各種資料の作成・提供
- (7) 実施期間中の参加者の一般的な安全確保及び健康管理

4 業務の条件

- (1) 対象年次
令和8年度入学生徒（2年次に実施）
- (2) 旅行期日
令和9年11月24日（水）から11月27日（土）
- (3) 旅行日数
3泊4日（全ホテル泊）とする。
- (4) 目的地
沖縄県方面
- (5) 予定人数
340人（生徒320人、引率教員20人）※予定
- (6) 費用

業務の遂行に必要な適正額とし、特に上限額は定めない。但し、保護者負担の軽減に十分配慮すること。

なお、費用には、交通費、宿泊費、食事代、施設見学料や保険料、人件費などの諸費用及び消費税等、修学旅行に係るすべての経費を含めた額として計上すること。

ただし、個別体験学習に係る費用に限り旅行費用とは別途徴収としても差し支えない。

5 企画全般について

次に掲げる全ての事項が達成できる企画とすること。

- (1) 本校の修学旅行の目的である、生徒相互の親睦の深化、平和学習の実施、沖縄県独自の自然環境や歴史・文化等を学ぶことができる体験学習が実現できること。
- (2) 平和学習は行程の前半に行うことが望ましい。
- (3) マリン体験を含む沖縄県独自の自然環境や歴史・文化等を学ぶことができる個別体験学習を実施すること。

併せて、屋外での体験学習については、荒天等による中止時の代替プランを用意すること。

- (4) 上記仕様以外に、業者独自の付加価値・サービスを提案すること。

6 宿泊施設（ホテル）について

- (1) 原則として旅行者全員の同宿が可能である宿泊施設とすること。また、他校との同宿は避けること。
- (2) 安全、衛生等が十分に確保され、学校教育旅行における宿泊施設としての適切な環境の確保に十分配慮された施設であること。
- (3) 消防法や建築基準法などの法令等に基づく防火安全基準に適合しており、㊟マーク（金）の交付を受けていること。
- (4) A E D（自動体外式除細動器）を備え、緊急時に使用できる状態であること。
- (5) 宿泊施設は、生徒や保護者が十分に満足できる、魅力的で可能な限りグレードの高い宿泊施設を提案すること。
- (6) 一般客との同宿によるトラブル等を避けるため、原則として一館一校による占有が望ましい。占有が不可能であり、やむを得ず一般客と同日利用となる場合には、棟やフロア等で動線及び居室等を明確に区分できる施設を選定すること。
- (7) 男女で棟やフロア等を明確に区分するとともに、生徒が使用する全てのフロアに複数の教員の居室を確保すること。
- (8) 居室は安全と健康に配慮されたものとし、疲労回復等のための十分な広さと空調設備及び宿泊人数分の寝具を確保すること。

また、各室に宿泊人数分のアメニティ（フェイスタオル、バスタオル、ボディソープ、シャンプー、リンス、歯ブラシ等）や1台以上のドライヤーを備え付けてあり、宿泊料に含まれていること。更に、各部屋にバス、トイレがついていること。

- (9) 居室内の冷蔵庫、電話、テレビ、ビデオ等の機器については使用を制限することが可能であること。
- (10) 禁煙フロア及び居室であることが望ましいが、困難である場合はタバコの臭いが残っていないよう、必ず事前処理をすること。
- (11) タバコ、酒類の自動販売機、遊戯施設及びエレベーターについては、使用制限することが可能であること。

- (12) 食事は1泊2食（朝、夕）付きとし、栄養のバランス、調理方法、衛生面の配慮がなされて、変化に富んだものであり、食欲旺盛な高校生の食事として満足できる十分な質と量を確保すること。また、地元食材や沖縄特有の料理が含まれていることが望ましい。
- 更に、食物アレルギーや宗教上の制約を持つ生徒等に対応した個別メニューの提供が可能であること。
- (13) 食事会場はワンフロア（1室）で全員が一斉にとれ、食事会場を含め旅行者全員が集合可能な場所を確保できることが望ましい。
- 施設設備の状況や他の宿泊客等の状況などを踏まえ、会場の分散や人数制限による分割などの対応を要する場合は、十分な食事時間の確保を最優先した対応とすること。
- (14) 大型バスの駐車場を完備し、駐車場からホテルまでの移動に係る安全性と利便性が十分に確保されていること。但し、下車完了後に帰庫することは差し支えない。
- (15) 保健室として別途4室（体調不良者用と発熱者用を区別して男女各1室）の準備が可能であること。
- (16) 生徒が利用する各居室の利用人数は、当該施設が設定する利用人数以下での利用とした上で、可能な限り少人数での利用が可能となるよう配慮すること。
- また、引率教職員が利用する各居室の利用人数は、引率責任者及び保健責任者については1名、その他の教職員については2名以下とすること。
- なお、帯同看護師の居室については別途用意すること。
- (17) 企画提案時に施設周辺の地図、施設の平面図及び想定される居室利用計画案を添付すること。特に、他校や一般客が同日利用することが想定される場合は、他校や一般客の居室利用計画等についても明示すること。

7 交通機関について

(1) 航空機

羽田空港⇄那覇空港間の直行便とし、往路復路とも分乗でないことが望ましい。やむを得ず分乗とする場合は2便までの分乗とし、両便の発着時刻に大きな差がないよう配慮すること。

特に、往路の便については、生徒が自宅（坂戸市、鴻巣市、久喜市までを想定）から羽田空港に集合可能な時間帯に運航する便を確保すること。

また、復路の便については、最終日における現地での活動時間を十分確保することを踏まえた上で、羽田空港での解散後、高校生の移動時刻として適切な時刻に帰宅することができる便を確保すること。

(2) 貸切バス

ア 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有する業者のバスであること。

イ 荷物用のトランクを有し、55名が乗車できる大型バスをクラス数分（8台）確保すること。

ウ バスガイドの添乗は、学校としては特に規定しない。各提案者の判断によりバスガイド添乗の可否を決定すること。

エ 有料道路代金、駐車料金、バス乗務員経費を旅行費用に含めること。

(3) ゆいレール

班別自由行動の実施に伴い個別にゆいレールを利用する場合、事前に切符を配布するなど、運賃を旅行費用に含めることが望ましい。旅行費用に含まない場合は「自己負担」と明記し、その旨説明すること。

(4) その他

羽田空港を起点として集合及び解散することとする。自宅と羽田空港の往復に係る費用は自己負担とし、旅行費用には含めない。

8 個別体験学習について

マリン体験を含むアクティビティや文化的体験等、沖縄県独自の歴史や文化、自然を体感することができ、生徒のニーズに対応可能で魅力的な個別体験学習を用意すること。また、各体験ともに新型コロナウイルス感染症への感染防止対策等、衛生面に十分配慮されたアクティビティを設定すること。

(1) マリン体験

ア 沖縄独自の魅力を体験でき、生徒のニーズに十分対応した複数のマリン体験コースを設定すること。

イ 体験グループごとにインストラクター（有資格者）を1名以上配置し体験活動の指導・支援及び安全管理を行うこと。

ウ 男女別に十分な広さの更衣室及びシャワー施設を確保すること。

エ 体験に必要な器具や用具（救命具、ウェットスーツ、水中メガネ、シュノーケルなど）等が十分に確保され、希望する全ての生徒への貸与が可能であること。

オ 荒天等により実施できない場合の代替プランを用意し、企画提案書に明示するなど、企画提案時に確実に説明すること。

カ 安全・安心・衛生が十分に担保された場所及び体制で実施すること。

(2) その他の体験

ア 沖縄独自の文化を含む文化体験等、生徒のニーズに十分対応した魅力的で多数の体験コースを設定すること。

イ 原則として荒天等でも対応可能な体験プラン（内容変更可）を設定すること。また、荒天等により実施できない体験プランがある場合は代替プランを用意し企画提案書に明示するなど、企画提案時に確実に説明すること。

ウ マリン体験を含む各体験施設への移動に係るバスは8台以内とすること。

(3) 個別体験学習に係る経費について

- ア 保護者の金銭的負担の軽減に配慮し、高校生が体験するアクティビティとして適切な料金設定のプログラムを用意すること。
- イ 設定した各アクティビティの実施に係る経費、活動場所、所要時間、収容人数、移動計画及び留意事項等について企画提案書に具体的に記載すること。
- ウ 各アクティビティの実施に係る経費の徴収計画について具体的に提示すること。

9 現地見学地について

- (1) 沖縄の歴史や文化、自然や環境などを十分に感じることができ、高校生が見聞するにふさわしい建築、施設、名所、史跡等であること。
- (2) 特に、平和学習については、現地における戦争の歴史を十分に感じることができ、平和に関する意識の高揚を図る目的を十分に達成できる施設及びプログラムを用意すること。
- (3) 安全、衛生等が十分に確保され、学校教育旅行における訪問施設としての適切な環境の確保に十分配慮された施設であること。
- (4) 消防法や建築基準法などの法令等に基づく防火安全基準に適合していること。
- (5) A E D（自動体外式除細動器）を備え、緊急時に使用できる状態であること。
- (6) 入場料、拝観料等が発生する場合は旅行費用に含めること。

10 各種保険の加入について

- (1) 荒天等による航空機の運休や行程の変更などに対応可能な旅行保険に加入すること。特に延泊については最大2泊まで対応することとし、緊急時の保護者や教職員の現地派遣にも対応可能なものとする。
- (2) 全行程における事故や怪我等に対応する傷害保険（救援者費用を含む）及び施設設備等の汚損・破損等に対応する損害保険に加入すること。
- (3) 上記保険の加入に係る経費は旅行費用に含むこと。

11 その他の条件について

- (1) 添乗員は3名以上とし、そのうち1名以上は女性を含めることとする。
また、看護師（現地雇用可）を1名（分宿の場合は宿泊施設数に準じる）帯同させること。なお、添乗員費用、看護師費用についても旅行費用に含むこと。
- (2) 添乗員リストを添付し、うち1名については「旅行管理業務を行う主任者証」及び「資格取得者証」の写しを添付すること。
- (3) レンタル携帯電話を3台以上確保し、その費用を旅行費用に含むこと。

- (4) 大型の荷物は事前に学校で集荷し、現地到着日時に合わせて現地で受け取れるように配送すること。

また、旅行最終日に現地で荷物を集荷し、現地から各旅行者の指定する場所に荷物を配送すること。なお、配送に係る費用は旅行費用に含めること。

- (5) 企画料金及び手数料等は旅行費用に含めること。

- (6) 修学旅行に関する費用は、受託業者が直接保護者に請求するものとする。ただし、入学時からの毎月の積立または一括払い等、各家庭の状況に応じた支払いができるようにするとともに、事務手続等については、受託業者が行うものとする。

また、支払い状況等については、定期的に学校に報告すること。